



障精発1109第2号

平成28年11月9日

一般社団法人 日本病院会
会長 堺 常雄 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長



精神保健指定医の行政処分を踏まえた今後の対応について

医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会からの答申を踏まえ、平成28年10月26日に、89名について精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定取消処分を行いました。また、今回の指定取消処分について、同部会より、別紙のとおり、コメントが出されました。

今般の事案は、指定申請者が自ら担当として診断又は治療に十分な関わりを持っていない症例をケースレポートとして提出するという倫理に欠けるものであるとともに、指導医もケースレポートに係る症例の指導やその内容の確認を怠っていたものであり、極めて遺憾です。

今回の処分を受けて、別添のとおり、都道府県知事等に対して地域医療の確保等、今後の対応について通知したところです。貴団体におかれては、地域医療への影響が懸念される自治体からの依頼があった際には、地域医療の確保にご協力賜りますようよろしくお願いいたします。なお、貴団体が対応を行うにあたり課題がある場合には、当職までご相談ください。

平成28年10月26日
医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会

精神保健指定医の取消処分について

本日、厚生労働大臣からの諮問を受け、当部会において、精神保健指定医（以下、「指定医」という。）89名について取消処分を行うことが妥当との答申を行った。

指定医については、昨年4月及び6月に聖マリアンナ医科大学病院において、23名の指定取消処分が行われており、その後厚生労働省において過去の申請について調査を行った結果、今般、指定の取消に相当する事案が多数確認された。

指定医は患者の意思によらない入院や行動制限の必要性について判定を行う医師であり、精神保健福祉法第18条に掲げるとおり、精神障害について厚生労働大臣が定める各分野にわたる実務経験など、患者の人権に十分に配慮した医療を行うに当たって必要な資質を備えていることが求められている。こうした資質を備えるに必要な実務経験の有無を確認するために、指定申請に当たってケースレポートの提出を求めているが、今般の事案は申請者自らの主体的な関わりのない症例のケースレポートが提出され、これに基づいて指定が行われたことが明らかになったものである。

こうした行為は、指定医制度に対する国民の信頼を揺るがすような行為であり、言語道断である。また、故意であるか否かにかかわらず、申請者による不正な申請を指定の要件を満たす申請であると証明した指導医の責任も重大である。指定医に係る審査を行ってきた当部会として、今回の事案を重く受け止めるとともに、事案の再発防止に向けた取組が必要と考える。例えば、指定医に求められる精神障害の診断又は治療に従事した経験の有無を確実に審査できる手法を導入するなど、適切な対応が行われなければならない。

最後に、このような事案を契機に、指定医に課せられた役割の重要性について改めて認識するとともに、精神科医療に対する国民の信頼が確保されるよう、厚生労働省をはじめ関係者に強く求めるものである。

障発1027第5号

平成28年10月27日

各 { 都道府県知事
指定都市市長 } 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長

(公印省略)

精神保健指定医の行政処分を踏まえた今後の対応について

昨日、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会からの意見を踏まえ、89名について精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定取消処分が行われ、同日付けで同部会より、別紙のとおり、コメントが出されました。

今般の事案については、指定申請者が自ら担当として診断又は治療に十分な関わりを持っていない症例をケースレポートとして提出するという倫理に欠けるものであるとともに、指導医もケースレポートに係る症例の指導やその内容の確認を怠っていたものであり、極めて遺憾です。

今後このような事案が起きないように管内の関係団体、医療機関を通じて、指定医の担っている役割の重要性、その指定要件（特に、ケースレポートの症例の診療について申請者に求められていること等）、指導医の役割について、改めて周知徹底をお願いします。

なお、本年7月22日付け精神・障害保健課長通知（障精発0722第1号）にて、関係する自治体の精神保健福祉担当部局長に対して管内の指定医に係る行政処分が行われた場合の対応を依頼しましたが、今回の処分を受けて、地域医療への影響が懸念される自治体におかれては、必要に応じて関係団体等と連携し、地域の精神科救急医療体制の確保等に努め、地域医療の確保に万全を期すようお願いいたします。